

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

茨城県

2 事業名称

更生保護サポートセンターを活用した水戸刑務所満期釈放者への就労・居住に係る支援

3 事業の目的

就労・住居の確保がなされていない等の理由により、自立した生活を営むことが困難と認められる者を対象（以下、「対象者」という）に、出所の際に就労・住居の確保を行い、その後も継続的に指導・助言を対象者にすることで、自立した生活を営むことができるがきるようにすることを目的とする。

4 事業実施の背景

茨城県再犯防止推進モデル事業協議会において、再犯防止のためには出所者が出所後スムーズに社会に定着することが重要であり、そのためには就労・住居の確保がなされていることが必要であるとした。

対象者に対する制度や支援機関は存在するものの、利用できる知識がなかったり利用するのに消極的であったり等の理由により、活用できず社会復帰に至っていない状況であった。

5 取組実績

■ 取組内容①

○対象者の調査

- ・ 水戸刑務所に収容中の受刑者のうちで、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに満期釈放となる予定で、茨城県内の帰住希望者を把握
※平成30年度に調査を実施
- ・ 把握した対象者に対して処遇調査や面談を行い、支援希望の有無を確認したのち、希望者の支援に必要な個人情報等を茨城県及び支援団体へ提供する旨の同意を徴したのち、情報を共有する。

事業実施主体：水戸刑務所

■ 取組内容②

○再犯防止に関する協議会の開催

茨城県内の再犯防止に関連する国、市町村の公共団体や民間団体の有識者から委員を任命し、協議会を設置することで、国及び県内外の再犯防止に関連した情報の周知及び共有ができる場にするとともに、茨城県における再犯防止の推進に必要な事項を協議する。

- ・会議名称：茨城県再犯防止モデル事業推進協議会
- ・会議構成（13名）

水戸保護観察所、水戸地方検察庁、水戸刑務所、茨城労働局

茨城県、ひたちなか市

茨城県保護司会連合会、茨城県更生保護女性連盟、JA茨城県中央会

茨城県就労支援事業者機構、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会

茨城県地域生活定着支援センター、学校法人常磐大学教授（有識者）

事業実施主体：茨城県（協議会事務局）

■ 取組内容③

○対象者のコーディネート業務

- ・取組①において水戸刑務所より情報提供のあった対象者に対して、収容中に本人と面接を行い、支援に必要な情報を把握する。
- ・対象者が活用可能な社会資源の状況を鑑み、出所後に就労及び居住の確保がなされているよう支援計画（以下、「支援計画」という）を作成する。
- ・支援計画に基づき就労に係る助言等の支援、居住先への手続き等の支援を行うほか、生活保護に係る手続きで必要とされる支援も行う。

○対象者のフォローアップ業務

- ・対象者がコーディネート業務により、出所後の就労・住居の確保等がなされ、水戸刑務所から出所した後も定期的に面接又は通信により生活上の指導・助言を行い、必要に応じて就労先等の関係する機関を訪問し、本人に関する情報収集や関係施設に対して本人の処遇に関する助言を行う。

事業実施主体：茨城県

6 成果

(1) 成果目標達成状況

※ 成果指標設定理由

成果指標①：対象者におけるコーディネート業務成果を検証

成果指標②：対象者が地域に定着するために必要な社会資源の検証

成果指標③：出所後における必要なフォローアップの回数の検証

(2) 成果指標以外の成果

(3) 最終成果物

茨城県再犯防止推進計画（※令和3年3月策定予定）

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

更生保護サポートセンターを活用した水戸刑務所満期釈放者への就労・居住に係る支援の検証のため、次の項目について整理・分析し、「茨城県再犯防止モデル事業推進協議会」で検証を行う。

- ・事業スキーム及び支援体制について
- ・対象者の選考方法
- ・対象者への説明方法
- ・コーディネート及びフォローアップの支援方法
- ・対象者と就労先及び居住先との調整

(2) 効果検証実施結果

○事業スキーム及び支援体制について

- ・対象者の把握、支援事業に対する同意取得などについては、収容機関である水戸刑務所が直接行うことで、その後の事業展開が迅速にできたことから、水戸刑務所と連携した事業スキームが必要だと分かった。
- ・協議会の設置により、関連団体の情報共有が可能になったことで、水戸地区保護司会の更生保護サポートセンターを活用することができ、これにより保護司会との連携がスムーズになった。

○対象者の選考方法

- ・モデル事業を実施したところ対象者となる出所者が当初の想定（12人）よりも少なかった（2人）ことから、対象範囲の拡大を検討した。
- ・拡大の範囲として、薬物事犯についても個別の事情に応じて、対象者としたが事例はなかった。
- ・協議会において、対象者の選考方法は個別の事情を鑑みる必要があり（薬物事犯だけでなく）、支援初期段階における対象者の正確な情報収集が必要とされた。

○対象者への説明方法

- ・モデルとしての単年度事業であることから、対象者への事業説明が困難とされ、対象者の目線では「満期釈放後も、監視され続ける」といった抵抗感などから、同意が得難い状況であった。
- ・引き続き協議会を継続させ、更生分野に知見を持つ協議委員や関係機関から

意見を聴取しながら、創意工夫する。

○コーディネート及びフォローアップの支援方法

- ・ 対象者の個別事情に関する詳細な情報の開示が困難であったことから連携不足な部分があった。
- ・ そのため、対象の情報共有に関する協定や制度を設定することで、より密な情報共有が必要とわかった。

○対象者と就労先及び居住先との調整

- ・ 対象者には収容中における早期の面談機会の確保をすることで、個別の事情をより多く確認することで、その後の支援計画の指標に組み込む。
- ・ 当該モデル事業の事例では2例とも協力雇用主であったことから、対象者に対する一定の理解があったが、対象者の罪種や犯罪に至った動機等を踏また雇用主の選考が重要。
- ・ 居住にいたっても2例とも雇用主での用意があったが、居住先の確保が難しい場合に公営住宅への入居調整が検討できる住居支援に関する知見を持つ関係機関の協力が必要とわかった。

8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項
